

新	旧
<p>（バルク貯槽又はバルク容器の機器の検査）</p> <p>第一条 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第十六条第二十二号の規定に基づきバルク貯槽（附属機器を除く。以下この項において同じ。）の検査は、次の各号に掲げるところにより行うものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 バルク貯槽の検査は、次のイから八までに定めるところにより行うこと。</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 耐圧試験 常用の圧力の一・五倍以上（特定設備検査規則（昭和五十一年通商産業省令第四号）第二条第十七号に規定する第二種特定設備（以下単に「第二種特定設備」という。）にあつては、常用の圧力の一・三倍以上）の圧力で水その他の安全な液体を使用して行い、膨らみ、伸び、漏えい等の異状がないことを確認すること。（イ(1)の非破壊検査を行い欠陥がないことが確認された場合を除く。）</p> <p>（液面計の設置等）</p> <p>第四条 規則第十九条第一号ホ又は第三号八(2)の液面計は、次の各号に掲げる基準に従つて設けなければならないものとする。</p>	<p>（バルク貯槽又はバルク容器の機器の検査）</p> <p>第一条 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第十六条第二十二号の規定に基づきバルク貯槽（附属機器を除く。以下この項において同じ。）の検査は、次の各号に掲げるところにより行うものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 バルク貯槽の検査は、次のイから八までに定めるところにより行うこと。</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 耐圧試験 常用の圧力の一・五倍以上の圧力で水を使用し、膨らみ、伸び、漏えい等の異状がないことを確認すること。（イ(1)の非破壊検査を行い欠陥がないことが確認された場合を除く。）</p> <p>（液面計の設置等）</p> <p>第四条 規則第十九条第一号ホ又は第三号八(2)の液面計は、次の各号に掲げる基準に従つて設けなければならないものとする。</p>

一 液面計は、耐圧部分にガラス若しくは合成樹脂を使用したもの又は液化石油ガスを放出しながら液面を測定するもの以外のものであること。

二 耐圧部分を有する液面計にあつては、高圧ガス設備試験に合格したもの又は大臣認定品であること。

三 液化石油ガスに接触する部分を有する液面計にあつては、バルク容器又はバルク貯槽内にある液化石油ガスに侵されないものであること。

四 液面計の計量値の誤差は、当該液面計が設置されているバルク容器又はバルク貯槽の内容積の百分の五以内であること。

五 可動部を有する液面計にあつては、輸送中の振動に耐えるものであり、かつ、可動部について型式ごとに作動試験を行い、三千回以上の反復作動試験に耐えるものであること。

六 液面計は、使用中に加えられる振動に耐えるものであること。

七 液面計の見やすい箇所に、次に掲げる事項を容易に消えることがないように表示すること。

イ 製造事業者の名称又は記号

ロ 製造番号

ハ 製造年月

八 電子部品を使用した液面計にあつては、液化石油ガス法施行規則関係技術基準（S 七三九）（高圧ガス保安協会平成十五年三月）の規定によるものとする。

（ガス放出防止器、緊急遮断装置、ガス取出バルブ等及び液取出バルブ等の設置等）

第七条 規則第十九条第一号ロ、ハ又は第三号ハ(5)若しくは(6)のガス放出防止器又は緊急遮断装置は、次の各号に掲げる基準に従つて設けなければならないものとする。

一七（略）

一 液面計は、耐圧部分にガラス若しくは合成樹脂を使用したもの又は液化石油ガスを放出しながら液面を測定するもの以外のものであること。

二 耐圧部分を有する液面計は、高圧ガス設備試験に合格したもの又は大臣認定品であること。

三 液化石油ガスに接触する部分を有する液面計は、バルク容器又はバルク貯槽内にある液化石油ガスに侵されないものであること。

四 液面計の計量値の誤差は、当該液面計が設置されているバルク容器又はバルク貯槽の内容積の百分の五以内であること。

五 液面計の可動部は、型式ごとに作動試験を行い、三千回以上の反復作動試験に耐えるものであること。

六 液面計は、使用中及び輸送中に加えられる振動に耐えるものであること。

七 液面計の見やすい箇所に、次に掲げる事項を容易に消えることがないように表示すること。

イ 製造事業者の名称又は記号

ロ 製造番号

ハ 製造年月

（ガス放出防止器、緊急遮断装置、ガス取出バルブ等及び液取出バルブ等の設置等）

第七条 規則第十九条第一号ロ、ハ又は第三号ハ(5)若しくは(6)のガス放出防止器又は緊急遮断装置は、次の各号に掲げる基準に従つて設けなければならないものとする。

一七（略）

2 | 規則第十九条第一号ロ又は第三号ハ(5)ただし書の地震による震動及び地盤の液状化に伴う供給管の損傷を防止する措置は、LPガス設備設置基準及び取扱要領(S 七三八)(高压ガス保安協会平成十五年三月) 民生用バルク供給編第一章第五節の規定によるものとする。

3 | (略)

(ガス漏れ検知器の設置等)

第十五条 規則第十九条第五号のガス漏れ検知器及び常時監視するシステムは、次の各号の掲げる基準に従って設けなければならないものとする。

一(一) (略)

2 規則第十九条第五号ただし書のガス漏れ検知器を設置しなくてよい場合は、バルク容器又はバルク貯槽を地盤面上に設置し、かつ、次の各号のいずれかに掲げる要件に適合する場合とする。

一 次に掲げる要件に適合するとき

イ 貯蔵能力が百五十キログラム未満のバルク容器又はバルク貯槽にあつては、その外面から水平三方向の周囲一・三メートル以内の高さ一・五メートル以上の構築物その他漏えいした液化石油ガスの拡散をさえぎるものがないとき

ロ 貯蔵能力が百五十キログラム以上三百キログラム未満のバルク容器又はバルク貯槽にあつては、その外面から水平三方向の周囲二メートル以内の高さ一・五メートル以上の構築物その他漏えいした液化石油ガスの拡散をさえぎるものがないとき

ハ 貯蔵能力が三百キログラム以上千キログラム未満のバルク容器又はバルク貯槽にあつては、その外面から水平三方向の周囲四メートル以内の高さ一・五メートル以上の構築物その他漏えいした液化石油ガスの拡散をさえぎるものがないとき

2 | (略)

(ガス漏れ検知器の設置等)

第十五条 規則第十九条第五号のガス漏れ検知器及び常時監視するシステムは、次の各号に掲げる基準に従って設けなければならないものとする。

一(一) (略)

2 規則第十九条第五号ただし書のガス漏れ検知器を設置しなくてよい場合は、バルク容器又はバルク貯槽を地盤面上に設置し、かつ、次に掲げる要件に適合する場合とする。

一 貯蔵能力が百五十キログラム未満のバルク容器又はバルク貯槽にあつては、その外面から水平三方向の周囲一・三メートル以内の高さ一・五メートル以上の構築物その他漏えいした液化石油ガスの拡散をさえぎるものがないとき

二 貯蔵能力が百五十キログラム以上三百キログラム未満のバルク容器又はバルク貯槽にあつては、その外面から水平三方向の周囲二メートル以内の高さ一・五メートル以上の構築物その他漏えいした液化石油ガスの拡散をさえぎるものがないとき

三 貯蔵能力が三百キログラム以上千キログラム未満のバルク容器又はバルク貯槽にあつては、その外面から水平三方向の周囲四メートル以内の高さ一・五メートル以上の構築物その他漏えいした液化石油ガスの拡散をさえぎるものがないとき

二 貯蔵能力が千キログラム以上のバルク容器又はバルク貯槽にあつては、その外面から幅三メートル以内かつ対面する二方向において十メートル以内の高さ一・五メートル以上の構築物その他漏えいした液化石油ガスの拡散をさえぎるものがないとき

二 規則第十九条第四号に定める漏えいの有無の確認を、三月に一回以上実施したとき

(液化石油ガスの通る部分の耐圧試験)

第十七条 規則第六十四条第一項第二号の液化石油ガスの通る部分の耐圧試験は、次の各号に掲げるところにより行うものとする。

ただし、高圧ガス設備試験に合格したもの又は大臣認定品については、当該耐圧試験に合格したものとみなす。

一 常用の圧力の一・五倍以上の圧力で水その他の安全な液体を使用して行い、膨らみ、伸び、漏えい等の異状がないことを確認すること。

附則

この告示は、平成十五年四月一日から施行する。

四 貯蔵能力が千キログラム以上のバルク容器又はバルク貯槽にあつては、その外面から幅三メートル以内かつ対面する二方向において十メートル以内の高さ一・五メートル以上の構築物その他漏えいした液化石油ガスの拡散をさえぎるものがないとき

(液化石油ガスの通る部分の耐圧試験)

第十七条 規則第六十四条第一項第二号の液化石油ガスの通る部分の耐圧試験は、次の各号に掲げるところにより行うものとする。

ただし、高圧ガス設備試験に合格したもの又は大臣認定品については、当該耐圧試験に合格したものとみなす。

一 常用の圧力の一・五倍以上の圧力で水を使用して行い、膨らみ、伸び、漏えい等の異状がないことを確認すること。